

令和三年十一月十九日受領
答弁 第一二二二号

内閣衆質二〇六第二二二号

令和三年十一月十九日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員緑川貴士君提出地域医療構想に基づく地域医療再編統合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緑川貴士君提出地域医療構想に基づく地域医療再編統合に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「扇田病院」の病床の在り方については、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和二年一月十七日付け医政発〇一一七第四号厚生労働省医政局長通知）に基づく、令和七年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割及び同年に持つべき医療機能ごとの病床数を含む今後の対応方針（以下「具体的対応方針」という。）の再検証等の要請等を踏まえ、現在、地域において議論が行われているところであると承知しており、その議論の状況に関するお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたいが、同通知等において、具体的対応方針の再検証等を行うに当たっては、地域医療構想調整会議等において、地域における医療需要や医療機関の役割等を踏まえた上で、十分な議論を行うことが重要である旨を示しているところである。なお、令和元年に厚生労働省が公表した「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」については、同通知において示しているとおり、「公立・公的医療機関等の将来担うべき役割や、それに必要な病床数や病床の機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではなく、「各公立・公的医療機関等の取組の方向性については、地域医療

構想調整会議において、当該分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら、議論を尽くすことが重要であると考えている。